

議案第 27 号

墨田区子どものための教育・保育給付に係る報告等の違反に対する過料
に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 2 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区子どものための教育・保育給付に係る報告等の違反に対する過料
に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 87 条の規定に基づく過料について必要な事項を定めるものとする。

(過料)

第 2 条 区長は、次のいずれかに該当する者に対し、10 万円以下の過料を科することができる。

- (1) 正当な理由なしに、法第 13 条第 1 項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (2) 正当な理由なしに、法第 14 条第 1 項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (3) 法第 23 条第 2 項若しくは第 4 項又は第 24 条第 2 項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、墨田区規則で定める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法の規定による報告等の命令に従わない保護者、事業者等に対して科する過料について必要な事項を定める必要がある。